

令和7年度 就学援助費のお知らせ

日の出町教育委員会

日の出町では、小・中学校に就学しているお子さんの保護者で経済的に困難な方に、義務教育の円滑な実施を図るため、教育費の一部を援助しています。
このお知らせをお読みの上、援助を希望される方はご申請ください。

◎対象の方

- 日の出町にお住まいの児童・生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方
- ① 現在、生活保護法を受けている方（令和6年4月1日以降に停止または廃止を受けた場合を含む）
 - ② 令和6年度または令和7年度の町民税が非課税または減免の方
 - ③ 個人の事業税または固定資産税の減免の方
 - ④ 国民年金の掛け金の免除若しくは徴収の猶予の方
 - ⑤ 国民健康保険の保険料が減免または徴収の猶予の方
 - ⑥ 児童扶養手当が支給されている方
 - ⑦ 世帯全員の前年中（令和6年1月1日から同年12月31日まで）の所得の合計額が認定基準額以下の方
 - ⑧ その他、特別な事情で援助を必要とする方

《対象者認定の目安》※給与所得の場合

世帯 人数	世帯員の構成（年齢）	所得限度額	
		持家の場合	賃貸の場合
2人	親1人（35歳）・子1人（8歳）	約190万円	約270万円
3人	親2人（40歳、35歳）・子1人（8歳）	約237万円	約321万円
4人	親2人（40歳、35歳）・子2人（12歳、8歳）	約280万円	約364万円
5人	親2人（40歳、35歳）・子2人（14歳、12歳、8歳）	約300万円	約384万円

（注）上記の金額は大体の目安であり、家族構成・年齢・家賃等により異なります。

◎援助を受けられる費目等

援助費目	対象学年		支給額（年額）	支給時期
学用品費	全学年	小学校	11,630円	支給額を3回に分けて各学期末に支給
		中学校	22,730円	
通学用品費	小学校 2～6学年 中学校 2～3学年		2,270円	
校外学習費（宿泊無）	全学年	小学校	1,600円	
		中学校	2,310円	
校外学習費（宿泊有）	小学校 5・6学年		3,690円	2学期末に支給
	中学校 1学年又は2学年		6,210円	3学期末に支給
修学旅行費	中学校 3学年		実費相当額 （個人的経費を除く）	2学期末に支給
通学費	全 学 年		実費相当額	各学期末に支給
新入学用品費 （4月1日適用者のみ）	小学校 1学年		57,060円	3月中
	中学校 1学年		63,000円	

※生活保護を受けている方は、校外活動費（宿泊有）・修学旅行費のみの援助になります。
※日の出町立学校では、令和6年10月から給食費全額公費負担を実施しているため、給食費の支給はありません。

◎ 申請書類（申請は、毎年必要となります。）

(1) 申請書 ※申請書は、1世帯1枚です。

※様式は、日の出町ホームページからダウンロードすることができます。

(2) 必要書類

以下の必要書類表中、申請者の「対象の理由」欄に該当する「必要書類」を添付してください。

《必要書類》

対象の理由	必要書類
① 生活保護を受けている方 (令和6年4月1日以降に停止または廃止の決定を受けた場合を含む)	生活保護受給証明書の写し
② 町民税が非課税または減免の方	課税証明書の写し※
③ 個人の事業税または固定資産税の減免を受けている方	減免決定通知書等の写し
④ 国民年金の掛け金の免除若しくは徴収の猶予の方	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書等の写し
⑤ 国民健康保険の保険料が減免または徴収の猶予の方	国民健康保険税減免決定通知書等の写し
⑥ 児童扶養手当が支給されている方	児童扶養手当証書の写し
⑦ 世帯全員の前年中(令和6年1月1日から同年12月31日まで)の所得の合計額が認定基準額以下の方	・課税証明書の写し※ ・賃貸住宅にお住まいの方は、住所・借主・貸主・契約期間・家賃が明記してある契約書の写し ※借主は、申請者若しくは生計を同じくする方に限ります。 ※契約書の添付がない場合には、持家と同条件で審査を行います。

※令和7年1月2日以降に日の出町へ転入した者のみご提出ください。

◎ 提出期限及び提出先

- ・年度当初提出期限 **令和7年5月2日（金）（必着）**
- ・提出先 教育総務課 庶務・学務係

◎ 認定結果

所得等により審査し、7月中旬に認定結果通知書を送付いたします。

また、認定結果をお子さんの通学している学校長へ通知いたします。

◎ その他

- ・昨年度認定を受けた方であっても、今年度希望される場合には改めて申請が必要です。
- ・新入学用品費の入学前支給の申請をした家庭も再度申請が必要です。
- ・所得が未申告の場合や添付書類に不備があると審査できません。未申告の方は、早急に申告をお願いします。
- ・提出期限後も申請できますが、認定された場合の支給は申請月分からとなります。

（お問い合わせ）

日の出町教育委員会

教育総務課 庶務・学務係

電話 042-588-5649（直通）